

一般法人(農地所有適格法人)利用権設定必要書類

1. 利用権設定契約書
2. 営農計画書
3. 確約書
4. 証明書（業務執行役員農業常時従事）
5. 定款（写し：原本証明要）
6. 法人登記（写し可：原本証明要）
7. 役員名簿
8. 印鑑証明書

※業務執行役員（理事）のうち最低1人以上が、農業に150日以上常時従事する事

※農用地利用集積計画に基づく利用権の設定を受けた農用地について農用地の利用状況報告書を毎事業年度の終了3箇月以内に必要添付書類を添えて農業委員会まで提出しなければなりません。